

平成30年度

運輸安全マネジメントに関する取組



青森市企業局交通部

目 次

1 輸送の安全に関する基本方針	2
2 輸送の安全に関する重点施策	2
3 輸送の安全に関する目標	3
4 輸送の安全に関する計画	4
5 組織体制及び指揮命令系統	4
6 事故・災害等に関する報告連絡体制	5
7 輸送の安全に関する内部監査	6

【資 料】

1 事故等に関する統計	8
2 国の自動車事故報告規則第2条に規定する重大事故	10
3 平成30年度 輸送の安全に関する計画 取組表	11

1 輸送の安全に関する基本方針 (青森市自動車運送事業安全管理規程第3条より抜粋)

青森市企業局交通部は、輸送の安全に関する基本方針を次のとおり定めます。

基本方針

私たちは、次の基本方針に従い、「輸送の安全確保が、最大の使命」をスローガンとし、安全・安心・快適な輸送サービスを提供します。

- ①青森市公営企業管理者は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、職員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させるとともに、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- ②輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実にを行い、安全対策を不断に見直し、職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努めます。
- ③輸送の安全に関する情報は、積極的に公表します。

2 輸送の安全に関する重点施策 (青森市自動車運送事業安全管理規程第4条より抜粋)

基本方針に基づき、次に掲げる事項を重点施策とし、実施します。

- ①輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を職員に徹底させ、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- ②輸送の安全に関する投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- ③輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- ④輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報の伝達の円滑化及び共有化を図ります。
- ⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、実施します。

3 輸送の安全に関する目標

平成30年度の輸送の安全に関する目標を次のとおり定め、目標達成のため、交通部が一丸となり取り組みます。

(1) 平成30年度の目標

①重大事故の発生件数 目標：0件

国の自動車事故報告規則第2条に規定する重大事故は、0件を目標とします。

②車内事故の発生件数 目標：3件

将来的には車内事故を0件とすることを目指し、今年度は車内事故件数が少なかった、平成28年度の発生件数と同じ3件を目標とします。

③有責事故の発生件数 目標：13件

交通部の取り組みにより削減できる事故であることから、今年度は過去5年間で最も少なかった、平成28年度の発生件数と同じ13件を目標とします。

(2) 平成29年度の達成状況

①重大事故の発生件数

平成29年度は重大事故の発生は無く、目標を達成することが出来ました。

平成29年度	目標	0件
	実績	0件

②車内事故の発生件数

平成29年度は15件発生し、目標は達成できませんでした。

※事故の例

- ・発車時の車内確認不足により負傷した（4件）
- ・急ブレーキにより負傷した（3件）
- ・前・中ドアの操作ミスにより負傷した（8件）

平成29年度	目標	0件
	実績	15件

③有責事故の発生件数

平成29年度は30件発生し、目標は達成できませんでした。

※事故の例

- ・車線変更等の際、他車両と接触した（5件）
- ・対向する他車両とすれ違う際、接触した（4件）
- ・後退時に建屋等と接触した（2件）
- ・前方の確認不足により接触した（2件）
- ・変速操作（AT）不適切により衝突した（2件）

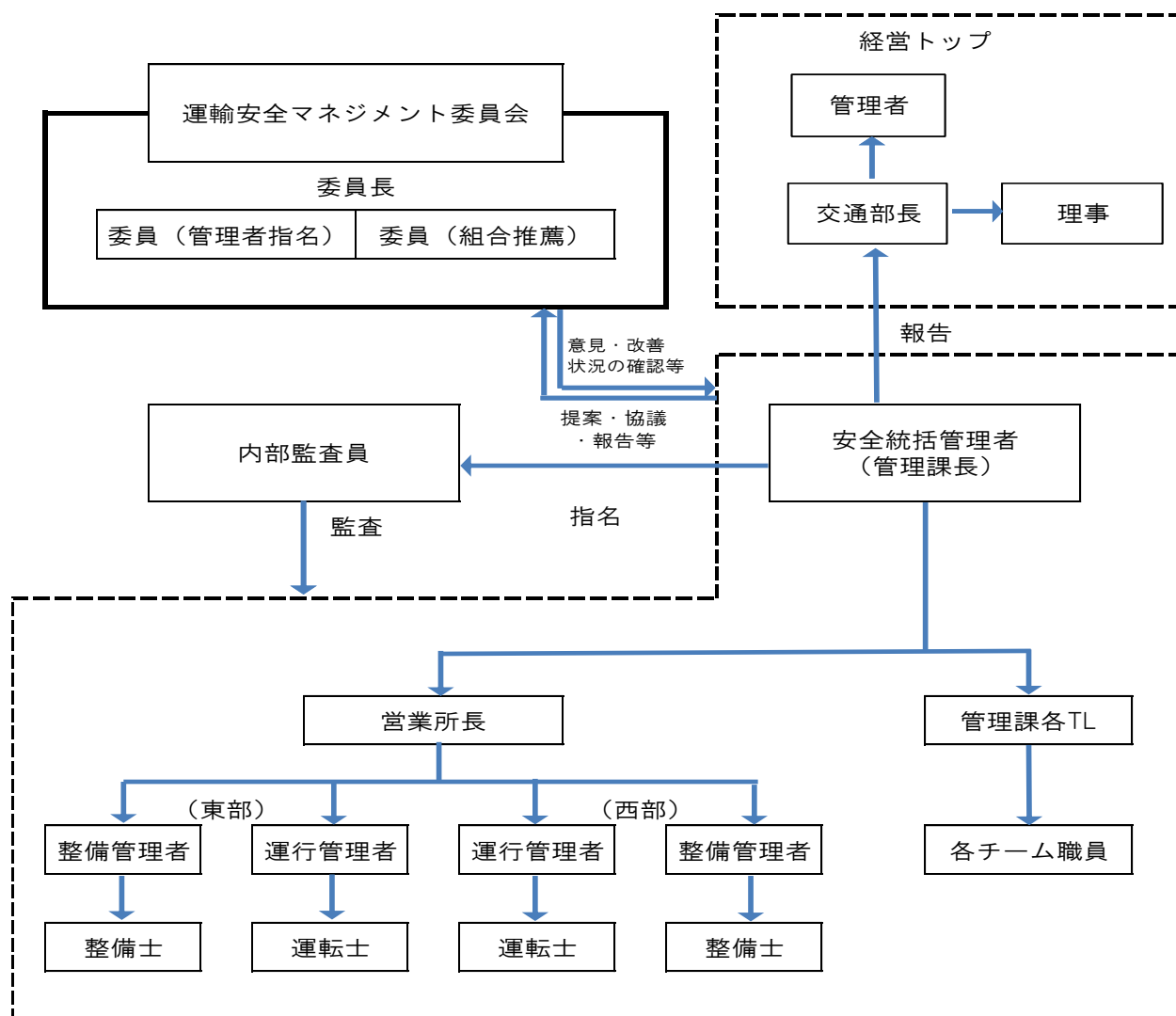
平成29年度	目標	6件
	実績	30件

4 輸送の安全に関する計画

「平成30年度 輸送の安全に関する計画 取組表」(11頁)に従い、各計画を実施し、平成30年度の輸送の安全に関する目標の達成を目指します。

5 組織体制及び指揮命令系統

平成30年度の輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は下記のとおりです。



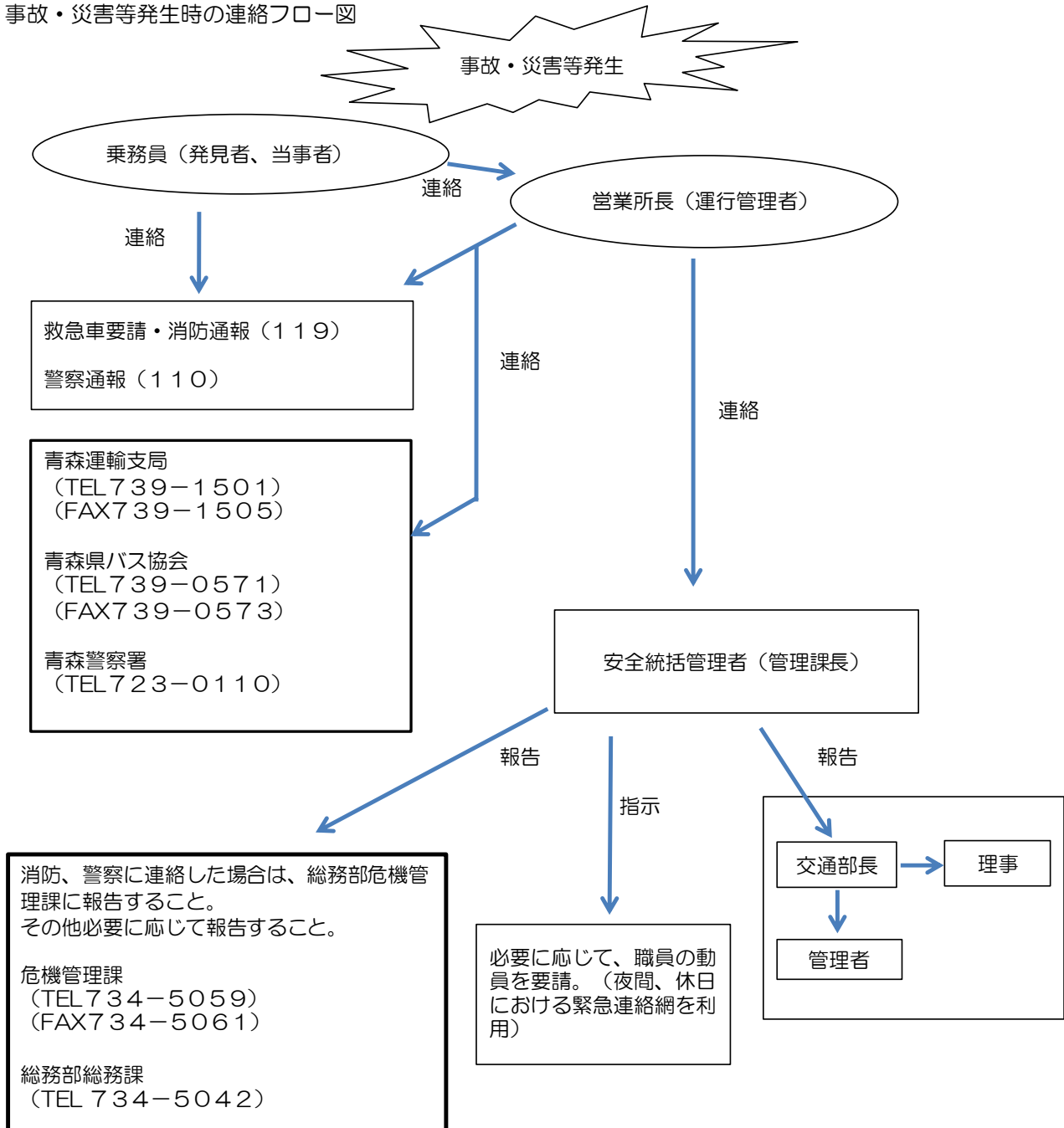
※運輸安全マネジメント委員会の所掌事務

- 1 輸送の安全に関する基本方針及び重点施策に基づく目標・計画について、安全統括管理者に意見を述べることができる。
- 2 輸送の安全に関する計画の実行状況の確認及び改善状況等の確認を行うことができる。
- 3 業務上の自動車事故に関する原因の究明に関する調査・審議する。
- 4 運輸安全マネジメント内部監査に関する事項について、安全統括管理者に意見を述べることができる。

6 事故・災害等に関する報告連絡体制

平成30年度の事故災害等に関する報告連絡体制は下記のとおりです。

事故・災害等発生時の連絡フロー図



7 輸送の安全に関する内部監査

平成29年度の内部監査結果は以下のとおりです。

監査年月日	平成30年3月29日
監査目的	運輸安全マネジメントが適切に実施・維持され、機能していることを確認するとともに、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守しているか確認する。
重点事項	① 輸送の安全の確保に関する課題把握や課題に対する対応状況について。 ② 関係法令等を遵守しているか。
監査結果	適切に実施されていることを確認した。
平成29年度の特記すべき事項	《所見》 平成29年度は事故件数が増加しており、相手方の過失を証明しにくい車両の割込み、雪の影響による物損事故や乗客の転倒、ドア挟み等の車内事故が増えていることから、安全教育の取組みについて検討するべきである。 関係法令等の遵守を最優先にしながら、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を全職員に浸透させるための取組みを実施していることが認められる。

監査員名 千葉 宏樹

監査員名 亀田 修司

資料

1 事故等に関する統計

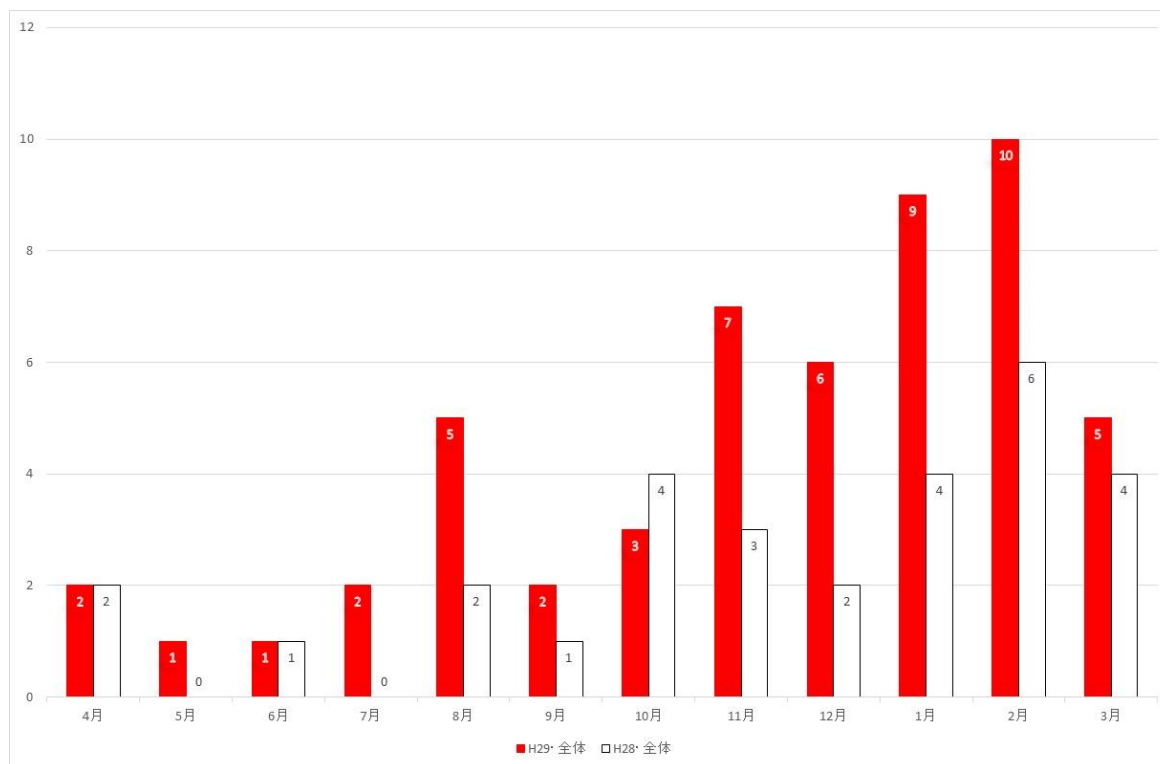
(1) 平成29年度の事故統計

平成29年度の事故件数は53件で、平成28年度の29件から24件増加し、うち、市営バス側に過失割合が高いもの及び双方の過失割合が同程度である有責事故は平成28年度から10件増加し、23件となっています。

	平成29年度			平成28年度			増減		
	発生 件数	車内 事故	有責 事故	発生 件数	車内 事故	有責 事故	発生 件数	車内 事故	有責 事故
人身	17 (12)	14 (10)	14 (9)	5 (5)	3 (3)	3 (3)	12 (7)	11 (7)	11 (6)
人身・物件	4 (4)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	3 (3)	1 (1)	0 (0)
物件	32 (29)	0 (0)	15 (13)	23 (22)	0 (0)	9 (9)	9 (7)	0 (0)	6 (4)
合計	53 (45)	15 (11)	30 (23)	29 (28)	3 (3)	13 (13)	24 (17)	12 (8)	17 (10)

※一部路線の運行管理を受託している弘南バス株の事故件数を含み、() は内数で直営分の件数です。

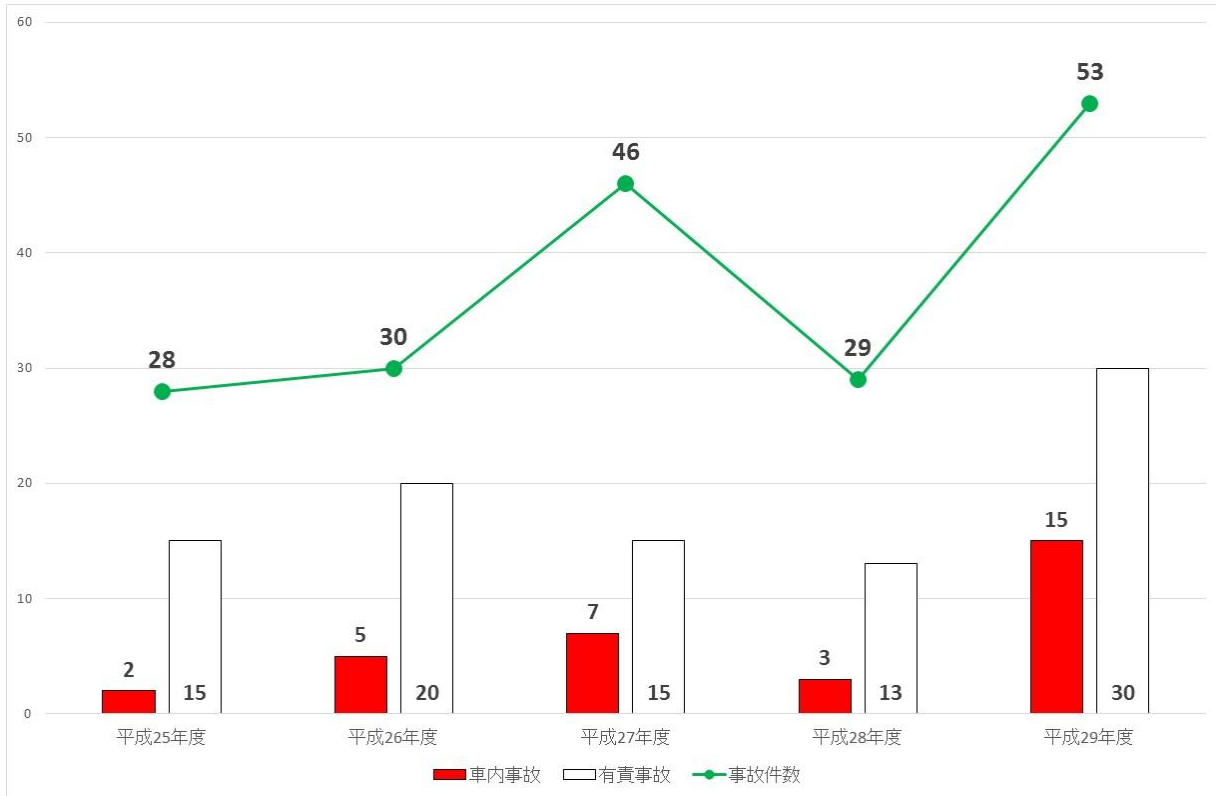
【月別事故発生件数】



(2) 過去5年間の事故統計

平成25年度～平成29年度の事故件数、重大事故件数、車内事故件数及び有責事故件数は次のとおりです。

※平成22年度以降、重大事故は発生していません。



(3) 交通違反件数

平成25年度～平成29年度の業務中の交通違反件数は次のとおりです。

(件)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
0	0	1	0	1

2 国の自動車事故報告規則第2条に規定する重大事故

- ①「転覆」当該自動車が道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
- ②「転落」当該自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
- ③「路外逸脱」当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区別のある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
- ④「火災」当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
- ⑤「踏切」当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
- ⑥「衝突」当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
- ⑦「死傷」死傷者を生じたとき（⑨に該当する場合を除く。）
- ⑧「危険物等」第2条第5号又は第6号に該当する事故。
- ⑨「車内」操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む）を死傷させたとき。
- ⑩「飲酒等」第2条第8号に該当する事故。
- ⑪「健康起因」第2条第9号に該当する事故。
- ⑫「救護違反」第2条第10号に該当する事故。
- ⑬「車両故障」第2条第11号又は第12号に該当する事故。
- ⑭「交通障害」第2条第13号又は第14号に該当する事故。
- ⑮「その他」①から⑭までに該当しないとき。

※「自動車事故報告規則 別記様式」から引用。

平成30年度 輸送の安全に関する計画 取組表

別添

基本方針	目標	重点施策	実施計画	実施時期	実施指標	担当部署	計画内容	
<p>③輸送の安全に関する情報は、積極的に公表します。</p> <p>②に輸送の安全に関する情報は、積極的に公表します。</p> <p>①意識を徹底させるとともに、輸送の安全の確保が事業運営の根幹をなしていることを深く認識し、職員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を職員に徹底させ、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。</p> <p>②輸送の安全に関する投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。</p> <p>③輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。</p> <p>④輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報の伝達の円滑化及び共有化を図ります。</p> <p>⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、実施します。</p>	<p>【目標1】 重大事故発生件数 0件 (国の自動車事故報告規則第2条)</p>	<p>①輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を職員に徹底させ、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。</p>	「エコDe安心！ドライブ宣言」の強化月間	8月	全職員参加	営業所	交通事故削減及び利用者が安心できる運転のため、エコドライブに取組み、8月を強化月間とし、安全運転技術の向上に取り組む。	
			幹部職員との対話集会	10月	全職員参加	管理課	経営層より全職員へ、運輸安全マネジメントの方針及び、経営状況の概要を説明し、輸送の安全の確保に取り組む体制を確立する。	
			無事故継続日数の掲示	通年	点呼場への掲示	営業所	各営業所において無事故の継続日数を周知し、事故防止啓発を図る。	
			毎月の事故防止重点目標の設定・周知	毎月	年12回	営業所	毎月事故防止の重点目標を設定及び掲示し、点呼時の復唱等安全への意識付けを図る。	
			ヒヤリ・ハット事例の再募集・追加掲示による注意喚起	随時	年1回更新	営業所	発生した事故やヒヤリ・ハット事例を再募集し、要因の分析や防止対策を明確にすることで、危険予知を促す。	
			防災訓練の実施	9月	年1回	管理課・営業所	防災週間を旨に、車両事故や発災を想定した実践的な防災訓練を実施し、災害対応への危機意識を高める。	
			春・秋の交通安全運動、夏・冬の交通事故防止運動	4,7,9,12月	年4回	営業所	関係機関と連携したキャンペーンに積極的に参加し、重点目標の掲示及び管理職の早朝視察等独自の安全対策に取り組む。	
			バス車内事故防止キャンペーン	7月	年1回	営業所	関係機関と連携したキャンペーンに積極的に参加し、重点目標の掲示等独自の安全対策に取り組む。	
			市営バスモニターの実施	11～1月	モニター数20人程度	管理課	バス利用者からの意見を収集することで、運行内容、接遇などの利便性向上、乗務員の意識向上に取り組む。	
			指導員による添乗調査・指導	通年	全乗務員各2回	営業所	乗務管理の指導員が直接バスに添乗し、運転操作、接客について調査し、調査内容をもとに統括運行管理者が本人へ指導する。	
	健康管理の推進	随時	職場健診1回	管理課	安全衛生委員会において健診結果や産業界を積極的に活用し、職員の健康管理に努めるとともに、飲酒の節制に向け家族への協力要請を行うなど意識の啓発を図る。			
	乗務前の健康状態確認の徹底	随時	点呼時	営業所	健康診断結果等を参考にしながら、点呼時に乗務員の健康状態を把握し、乗務の可否を判断することで、輸送の安全確保に努める。			
	<p>【目標2】 車内事故発生件数 3件</p>	<p>②輸送の安全に関する投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。</p>	<p>②輸送の安全に関する投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。</p>	計画的な車両修繕の実施	随時	随時	管理課・営業所	腐食した車両の外注修繕を実施する。
				車両の更新	随時	8両購入	管理課・営業所	老朽化した車両を計画的に更新する。
				定期内部監査	2月	年1回	管理課	安全統括管理者が指名する内部監査員(チーム)により定期的に内部監査を実施する。
	<p>【目標3】 有責事故発生件数 13件</p>	<p>③輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。</p>	<p>③輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。</p>	緊急内部監査	随時	随時	管理課	重大な事故災害等が発生し、安全統括管理者が特に必要と判断した場合においては緊急内部監査を実施する。
				運輸安全マネジメント委員会	随時	年3回以上	管理課・営業所	輸送の安全に関する計画の実行状況や改善状況を確認するほか、重大な事故事案等が発生した際には、原因の究明・調査・審議を行う。
				部内各会議時の情報共有	随時	年12回以上	管理課・営業所	部内会議を通じ、輸送の安全に関する事項や、様々な課題について協議・検討し、情報の共有化を図る。
				東西営業所情報共有会議	随時	年3回以上	営業所	東西営業所が情報の共有化を図るとともに、現場レベルの課題について協議・検討する。
				乗務員からの情報提供	随時	全情報の把握	営業所	乗務中に確認した、工事箇所、危険箇所や除排雪等の道路状況の情報を共有化し、円滑なバス運行に努める。
				市営バスホームページによる公表	随時	資料の公表	管理課	運輸安全マネジメントの方針及び内部監査結果を部内に掲示するほか、市営バスホームページに掲載する。
				関係機関との連携強化	随時	直接訪問及び文書依頼	管理課・営業所	積雪期や災害等における円滑なバス運行に向けた関係機関との連携強化に努める。
	委託先事業者との安全連絡会議	随時	年2回以上	管理課・営業所	委託先の安全運行確保のため、研修等実施するほか、委託先事業者との連携を図り、情報を交換することにより問題の未然防止に努める。			
	<p>④輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報の伝達の円滑化及び共有化を図ります。</p>	<p>④輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報の伝達の円滑化及び共有化を図ります。</p>	<p>④輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報の伝達の円滑化及び共有化を図ります。</p>	救命講習会	10月	受講者40名程度	管理課・営業所	心肺蘇生法やAEDの使用の実技指導を受け、救命に対する正しい理解と認識を深める。
				安全運転・飲酒運転防止講習会	11月	全乗務員受講	管理課・営業所	講習会を開催し、安全運転と飲酒運転防止のための意識向上と徹底を図る。
お客様研修				7～11月	全職員受講	管理課・営業所	研修会を開催し、お客様とのコミュニケーション等を習得する。	
営業所内研修				随時	年2回以上	営業所	事故防止、接遇、アルコール摂取の対策等、課題に対する乗務員の意思統一を図る。	
バスに乗ろう研修				7～3月	全職員参加	営業所	乗務員がお客様として直接体験することで、自己の運転や接遇等の改善・向上を図る。	
運転適性診断				11月	全乗務員受講	管理課・営業所	専門カウンセラーからアドバイスを受けるとともに、結果をもとに統括運行管理者による個別カウンセリングを実施する。	
事故・苦情惹起者研修				随時	全対象者受講	営業所	人身事故及び、その他必要と認められた場合は特別研修を行い、再発防止、接遇向上を図る。	
KYT(危険予知トレーニング)研修				10月	採用1・2年目の乗務員	営業所	事故が多く発生する冬期間に向けて、危険予知トレーニングにより、冬道における安全運転の習得を図る。	
運行管理者・整備管理者講習会				7、10月	全対象者受講	実施：青森県バス協会ほか	法令に関する知識の維持や、日常業務を確実に遂行するための実務向上を図る。	
バス乗務員接遇講習会				2月	受講者2名程度	実施：青森県バス協会	接客の基本と、お客様とのコミュニケーションの重要性を習得する。	
<p>⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、実施します。</p>	<p>⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、実施します。</p>	<p>⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、実施します。</p>	無事故継続日数の掲示	通年	点呼場への掲示	営業所	各営業所において無事故の継続日数を周知し、事故防止啓発を図る。	
			毎月の事故防止重点目標の設定・周知	毎月	年12回	営業所	毎月事故防止の重点目標を設定及び掲示し、点呼時の復唱等安全への意識付けを図る。	
			ヒヤリ・ハット事例の再募集・追加掲示による注意喚起	随時	年1回更新	営業所	発生した事故やヒヤリ・ハット事例を再募集し、要因の分析や防止対策を明確にすることで、危険予知を促す。	
			防災訓練の実施	9月	年1回	管理課・営業所	防災週間を旨に、車両事故や発災を想定した実践的な防災訓練を実施し、災害対応への危機意識を高める。	
			春・秋の交通安全運動、夏・冬の交通事故防止運動	4,7,9,12月	年4回	営業所	関係機関と連携したキャンペーンに積極的に参加し、重点目標の掲示及び管理職の早朝視察等独自の安全対策に取り組む。	
			バス車内事故防止キャンペーン	7月	年1回	営業所	関係機関と連携したキャンペーンに積極的に参加し、重点目標の掲示等独自の安全対策に取り組む。	
			市営バスモニターの実施	11～1月	モニター数20人程度	管理課	バス利用者からの意見を収集することで、運行内容、接遇などの利便性向上、乗務員の意識向上に取り組む。	
			指導員による添乗調査・指導	通年	全乗務員各2回	営業所	乗務管理の指導員が直接バスに添乗し、運転操作、接客について調査し、調査内容をもとに統括運行管理者が本人へ指導する。	
			健康管理の推進	随時	職場健診1回	管理課	安全衛生委員会において健診結果や産業界を積極的に活用し、職員の健康管理に努めるとともに、飲酒の節制に向け家族への協力要請を行うなど意識の啓発を図る。	
			乗務前の健康状態確認の徹底	随時	点呼時	営業所	健康診断結果等を参考にしながら、点呼時に乗務員の健康状態を把握し、乗務の可否を判断することで、輸送の安全確保に努める。	